障発0329第37号 こ支障第103号 令和6年3月29日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公 印 省 略) こども家庭庁支援局長 (公 印 省 略)

「補装具費支給事務取扱指針」の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく補装具費支給制度について、今般、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年厚生労働省告示528号)」の一部の改正を行った。

これに伴い、「「補装具費支給事務取扱指針」の制定について」(平成30年3月23日付け障発0323第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)で定める補装具費支給事務取扱指針の一部を別紙のとおり改正し、令和6年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、管内関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。